

ハ 介護力強化病院における短期入所療養介護費

種類	基本部分		注による部分					
	(1) 介護力強化型短期入所療養介護費	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	(1,233 単位) (1,259 単位) (1,301 単位) (1,343 単位) (1,385 単位) (1,427 単位)	注1 夜動を行う職員に 関する基準を満たさない 場合 (所定単位数から 25 単位を控除)	注2 夜動を行う職員の勤務条件 に関する基準の区分による 加算(1日につき)	注3 送迎加算 (片道につき 184 単位加算)	注4~5 略	
(2) 特定診療費	(一)介護力強化型(I)看護職員 介護職員 6:1	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生大臣が定めるところにより算定する。	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) (23 単位加算)				
	(二)介護力強化型(Ⅱ)看護職員 介護職員 6:1	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5		ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) (14 単位加算)				
		(三)介護力強化型(Ⅲ)看護職員 介護職員 6:1		要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5			ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) (5 単位加算)	
				(四)介護力強化型(Ⅳ)看護職員 介護職員 6:1			要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) (7 単位加算)
							要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5
			要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5		要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5			
	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5		要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5					
	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5						

注

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生大臣が定める単位数に10 円を乗じて得た額を算定する。

1 0 痴呆対応型共同生活介護費

種類	基本部分	注による部分													
1 0 痴呆対応型共同生活介護費	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="263 1881 399 2027">イ 痴呆対応型共同生活介護費</td> <td data-bbox="263 1489 399 1881"> <table border="1"> <tr> <td>要介護1 (809 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護2 (825 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護3 (841 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護4 (857 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護5 (874 単位)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 1881 486 2027">ロ 初期加算</td> <td data-bbox="399 1489 486 1881"> (入居した日から起算して30日以内の期間、1日につき30単位加算) </td> </tr> </table>	イ 痴呆対応型共同生活介護費	<table border="1"> <tr> <td>要介護1 (809 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護2 (825 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護3 (841 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護4 (857 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護5 (874 単位)</td> </tr> </table>	要介護1 (809 単位)	要介護2 (825 単位)	要介護3 (841 単位)	要介護4 (857 単位)	要介護5 (874 単位)	ロ 初期加算	(入居した日から起算して30日以内の期間、1日につき30単位加算)	<p>注 略…。 ただし、利用者の数又は介護従業者の員数が別に定める基準に該当する場合は、別に厚生大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>注 入居した日から起算して30日以内の期間については、1日につき所定単位数を加算</p>				
イ 痴呆対応型共同生活介護費	<table border="1"> <tr> <td>要介護1 (809 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護2 (825 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護3 (841 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護4 (857 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護5 (874 単位)</td> </tr> </table>	要介護1 (809 単位)	要介護2 (825 単位)	要介護3 (841 単位)	要介護4 (857 単位)	要介護5 (874 単位)									
要介護1 (809 単位)															
要介護2 (825 単位)															
要介護3 (841 単位)															
要介護4 (857 単位)															
要介護5 (874 単位)															
ロ 初期加算	(入居した日から起算して30日以内の期間、1日につき30単位加算)														
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: none;">痴呆対応型 共同生活 介護費</td> <td style="border: none;">要介護1 (809 単位)</td> <td rowspan="5" style="border: none; text-align: center;">× 日数</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">要介護2 (825 単位)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">要介護3 (841 単位)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">要介護4 (857 単位)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">要介護5 (874 単位)</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">初期加算 (1日につき30単位加算)</td> <td style="border: none;">× 日数 (入居した日から30日以内の期間)</td> </tr> </table> <p>※利用者定員超過又は従業員の欠員による減算は、図中では省略している。</p>			痴呆対応型 共同生活 介護費	要介護1 (809 単位)	× 日数		要介護2 (825 単位)		要介護3 (841 単位)		要介護4 (857 単位)		要介護5 (874 単位)	初期加算 (1日につき30単位加算)	× 日数 (入居した日から30日以内の期間)
痴呆対応型 共同生活 介護費	要介護1 (809 単位)	× 日数													
	要介護2 (825 単位)														
	要介護3 (841 単位)														
	要介護4 (857 単位)														
	要介護5 (874 単位)														
初期加算 (1日につき30単位加算)	× 日数 (入居した日から30日以内の期間)														

6 単位数の算定構造 (痴呆対応型共同生活介護費 / 特定施設入所者生活介護費)

1.1 特定施設入所者生活介護費

種類 1.1 特定施設入所者生活介護費	基本部分		注による部分													
	特定施設入所者生活介護費	要支援 (238 単位) 要介護 1 (549 単位) 要介護 2 (616 単位) 要介護 3 (683 単位) 要介護 4 (750 単位) 要介護 5 (818 単位)	注1 略…。看護職員又は介護職員の員数が別に厚生大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生大臣が定めるところにより算定する。 注2 専従の機能訓練指導員を配置している場合 (1 日につき 12 単位加算)													
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: none;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>特定施設入所者生活介護費</td></tr> <tr><td>要支援 (238 単位)</td></tr> <tr><td>要介護 1 (549 単位)</td></tr> <tr><td>要介護 2 (616 単位)</td></tr> <tr><td>要介護 3 (683 単位)</td></tr> <tr><td>要介護 4 (750 単位)</td></tr> <tr><td>要介護 5 (818 単位)</td></tr> </table> </td> <td style="border: none; text-align: center;">+</td> <td style="border: none;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>機能訓練に対する 体制加算 (12 単位 加算)</td></tr> </table> </td> <td style="border: none; text-align: center;">×</td> <td style="border: none;">日数</td> </tr> </table>				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>特定施設入所者生活介護費</td></tr> <tr><td>要支援 (238 単位)</td></tr> <tr><td>要介護 1 (549 単位)</td></tr> <tr><td>要介護 2 (616 単位)</td></tr> <tr><td>要介護 3 (683 単位)</td></tr> <tr><td>要介護 4 (750 単位)</td></tr> <tr><td>要介護 5 (818 単位)</td></tr> </table>	特定施設入所者生活介護費	要支援 (238 単位)	要介護 1 (549 単位)	要介護 2 (616 単位)	要介護 3 (683 単位)	要介護 4 (750 単位)	要介護 5 (818 単位)	+	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>機能訓練に対する 体制加算 (12 単位 加算)</td></tr> </table>	機能訓練に対する 体制加算 (12 単位 加算)	×	日数
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>特定施設入所者生活介護費</td></tr> <tr><td>要支援 (238 単位)</td></tr> <tr><td>要介護 1 (549 単位)</td></tr> <tr><td>要介護 2 (616 単位)</td></tr> <tr><td>要介護 3 (683 単位)</td></tr> <tr><td>要介護 4 (750 単位)</td></tr> <tr><td>要介護 5 (818 単位)</td></tr> </table>	特定施設入所者生活介護費	要支援 (238 単位)	要介護 1 (549 単位)	要介護 2 (616 単位)	要介護 3 (683 単位)	要介護 4 (750 単位)	要介護 5 (818 単位)	+	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>機能訓練に対する 体制加算 (12 単位 加算)</td></tr> </table>	機能訓練に対する 体制加算 (12 単位 加算)	×	日数				
特定施設入所者生活介護費																
要支援 (238 単位)																
要介護 1 (549 単位)																
要介護 2 (616 単位)																
要介護 3 (683 単位)																
要介護 4 (750 単位)																
要介護 5 (818 単位)																
機能訓練に対する 体制加算 (12 単位 加算)																
<p>※職員員の欠員による減算は、図中では省略している。</p>																

1 2 福祉用具貸与費

種類	基本部分	注による部分
1 2 福祉用具貸与費	<p>福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具の貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)</p> <p>車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 じょく履子防用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 痴呆性老人徘徊感知機器 移動用リフト</p>	<p>注1 特別地域加算 (実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を個々の用具ごとの貸与費の100/100を限度に加算)</p> <p>注2 略</p>
	<p>福祉用具貸与費</p> <p>車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 じょく履子防用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 痴呆性老人徘徊感知器 移動用リフト</p>	<p>現に貸与に要した費用の額を、事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数 (1 単位未満の端数は四捨五入)</p>
	<p>特別地域福祉用具貸与加算</p> <p>車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 じょく履子防用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 痴呆性老人徘徊感知器 移動用リフト</p>	<p>交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数 (個々の用具ごとに貸与費の100%を限度) 貸与の開始日の属する月に加算 (支給限度額に含めない算定項目)</p>

II 指定居宅介護支援給付費単位数の算定構造
居宅介護支援費

種類	基本部分		注による部分						
	居宅介護支援費	要支援 (650 単位)	注1 略	注2 特別地域居宅介護支援加算 (所定単位数の 15/100 を加算)	注3 略				
	要介護 1・2 (720 単位)								
	要介護 3・4・5 (840 単位)								
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1"> <tr><td>居宅介護支援費</td></tr> <tr><td>要支援 (650 単位)</td></tr> <tr><td>要介護 1・2 (720 単位)</td></tr> <tr><td>要介護 3・4・5 (840 単位)</td></tr> </table> </div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1"> <tr><td>特定地域居宅介護支援加算 (15%加算)</td></tr> </table> </div> </div> <p style="text-align: center;">1 月につき</p>					居宅介護支援費	要支援 (650 単位)	要介護 1・2 (720 単位)	要介護 3・4・5 (840 単位)	特定地域居宅介護支援加算 (15%加算)
居宅介護支援費									
要支援 (650 単位)									
要介護 1・2 (720 単位)									
要介護 3・4・5 (840 単位)									
特定地域居宅介護支援加算 (15%加算)									

Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

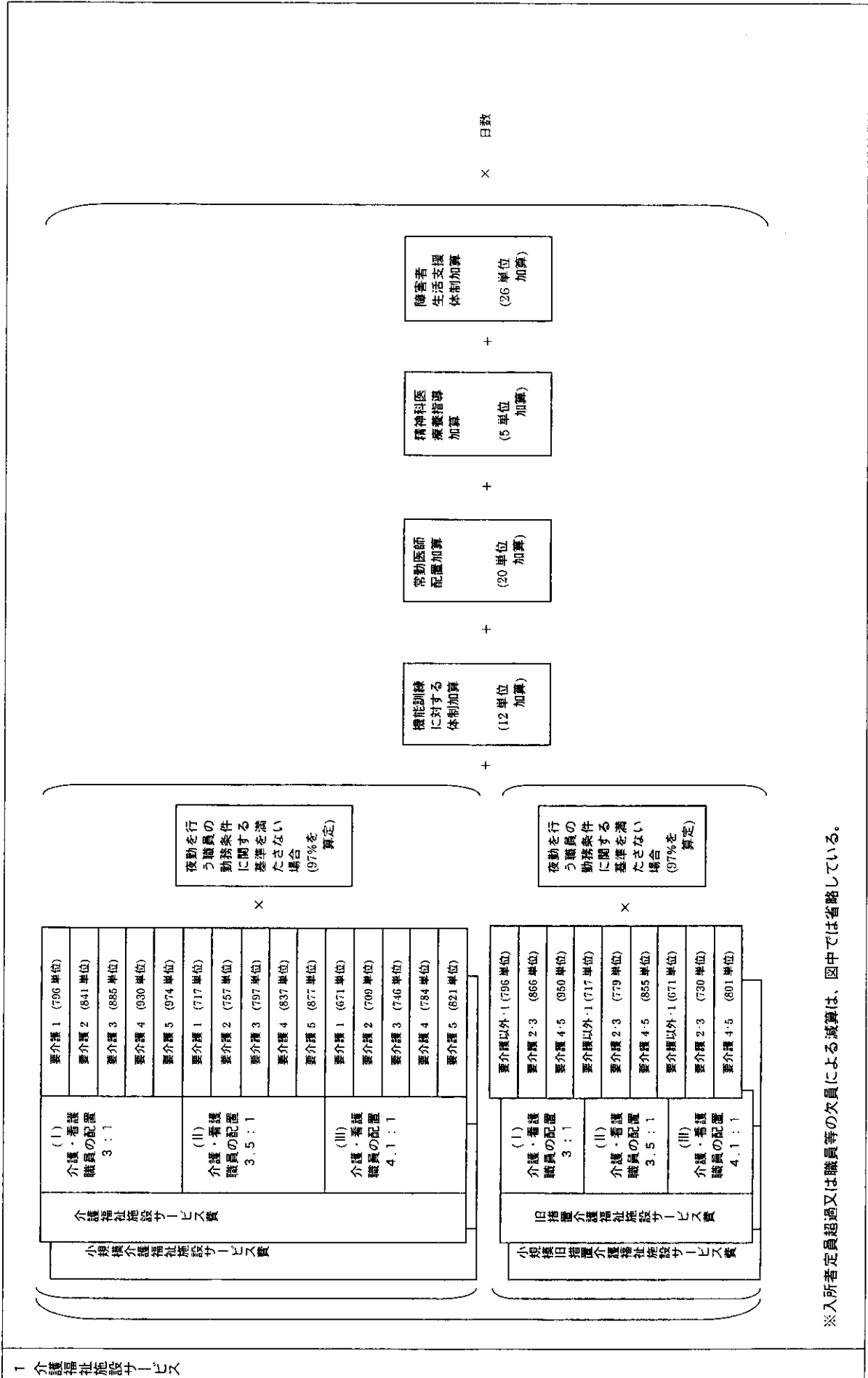
1 介護福祉施設サービス

種類	基本部分		注による部分						
	イ 介護福祉施設サービス費	(1)介護福祉施設サービス費	注1	注3	注4	注5	注6	注7	
1 介護福祉施設サービス	イ 介護福祉施設サービス費	(1)介護福祉施設サービス費	要介護1 (796単位) 要介護2 (841単位) 要介護3 (895単位) 要介護4 (930単位) 要介護5 (974単位) 要介護1 (717単位) 要介護2 (757単位) 要介護3 (797単位) 要介護4 (837単位) 要介護5 (877単位) 要介護1 (671単位) 要介護2 (709単位) 要介護3 (746単位) 要介護4 (784単位) 要介護5 (821単位) 要介護1 (907単位) 要介護2 (958単位) 要介護3 (1,009単位) 要介護4 (1,059単位) 要介護5 (1,110単位) 要介護1 (760単位) 要介護2 (802単位) 要介護3 (844単位) 要介護4 (887単位) 要介護5 (929単位) 要介護1 (730単位) 要介護2 (771単位) 要介護3 (812単位) 要介護4 (852単位) 要介護5 (893単位)	注1 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合 (所定単位数の97/100を算定) なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生大臣が定めるところにより算定する。	注3 専従の機能訓練指導員を配置している場合 (1日につき12単位加算)	注4 専従の常勤医師を配置している場合 (1日につき20単位加算)	注5 精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合 (1日につき5単位加算)	注6 障害者生活支援体制加算 (1日につき26単位加算)	注7 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居室における外泊を認めた場合 (1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき320単位算定)
		(2)小規模介護福祉施設サービス費	(一)小規模介護福祉施設(Ⅰ) 職員配置 3:1 (二)小規模介護福祉施設(Ⅱ) 職員配置 3.5:1 (三)小規模介護福祉施設(Ⅲ) 職員配置 4.1:1	(一)小規模介護福祉施設(Ⅰ) 職員配置 3:1 (二)小規模介護福祉施設(Ⅱ) 職員配置 3.5:1 (三)小規模介護福祉施設(Ⅲ) 職員配置 4.1:1					

6 単位数の算定構造 (介護福祉施設サービス)

1 介護福祉施設サービス	口 旧措置介護福祉施設サービス費	(1)旧措置介護福祉施設サービス費	(一)旧措置介護福祉社(Ⅰ)職員配置 3:1	要介護以外-1 (796 単位)	注2 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合(所定単位数の 97/100 を算定) なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生大臣が定めるところにより算定する。			
			(二)旧措置介護福祉社(Ⅱ)職員配置 3.5:1	要介護 2-3 (866 単位)				
			(三)旧措置介護福祉社(Ⅲ)職員配置 4.1:1	要介護 4-5 (950 単位)				
			(一)小規模旧措置(Ⅰ)職員配置 3:1	要介護以外-1 (717 単位)				
			(二)小規模旧措置(Ⅱ)職員配置 3.5:1	要介護 2-3 (779 単位)				
			(三)小規模旧措置(Ⅲ)職員配置 4.1:1	要介護 4-5 (855 単位)				
			(一)小規模旧措置(Ⅰ)職員配置 3:1	要介護以外-1 (671 単位)				
			(二)小規模旧措置(Ⅱ)職員配置 3.5:1	要介護 2-3 (730 単位)				
			(三)小規模旧措置(Ⅲ)職員配置 4.1:1	要介護 4-5 (801 単位)				
			(一)小規模旧措置(Ⅰ)職員配置 3:1	要介護以外-1 (907 単位)				
			(二)小規模旧措置(Ⅱ)職員配置 3.5:1	要介護 2-3 (986 単位)				
			(三)小規模旧措置(Ⅲ)職員配置 4.1:1	要介護 4-5 (1,082 単位)				
			(一)小規模旧措置(Ⅰ)職員配置 3:1	要介護以外-1 (760 単位)				
			(二)小規模旧措置(Ⅱ)職員配置 3.5:1	要介護 2-3 (826 単位)				
			(三)小規模旧措置(Ⅲ)職員配置 4.1:1	要介護 4-5 (906 単位)				
ハ 初期加算 (入所した日から起算して 30 日以内の期間、1 日につき 30 単位加算)	二 退所時等相談援助加算	(1)退所前後訪問相談援助加算 (入所中 1 回(又は 2 回)、退所後 1 回を限度に算定)	(1)退所前後訪問相談援助加算 (460 単位)	注 入所した日から起算して 30 日以内の期間については、1 日につき所定単位数を加算。30 日を超える入院後の再入所も同様。				
								(2)退所時相談援助加算 (入所者 1 人につき 1 回を限度に算定)

介護給付費の請求



6 単位数の算定構造 (介護福祉施設サービス)

1 介護福祉施設サービス	外泊時費用(1月に6日を限度として 所定単位数に代えて320単位を算定)	× 外泊日数 (月6日を限度、外泊の初日と最終日を除く)
	初期加算 (入所した日から起算して30日以内 の期間、1日につき30単位加算)	× 日数 (入所した日から30日以内の期間) (30日を超える入院後に再入所した場合も同様)
	退所前後訪問相談援助加算 (訪問して行った場合、1回につき460単位)	× 回数 (入所中1回 (又は2回)、退所後1回を限度)
	退所時相談援助加算 (1回限り、570単位)	入所者1人につき1回限り

2 介護保健施設サービス

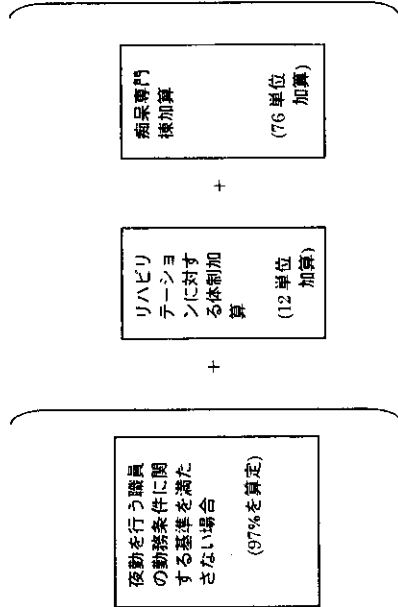
種類		基本部分		注による部分		
イ	介護保健施設サービス費	(1)介護保健施設サービス費(1)	要介護1 (880単位) 要介護2 (930単位) 要介護3 (980単位) 要介護4 (1,030単位) 要介護5 (1,080単位)	注1 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合 (所定単位数の97/100を算定)	注2 リハビリ体制(理学療法士等の配置)が強化されている場合 (1日につき12単位加算)	注4 居室における外泊を認められた場合 (1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位算定)
		(2)介護保健施設サービス費(II)	要介護1 (810単位) 要介護2 (857単位) 要介護3 (903単位) 要介護4 (949単位) 要介護5 (995単位)	なお、入所者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生大臣が定めるところにより算定する。	注3 痴呆専門棟加算(特に問題行動の著しい痴呆性老人の場合) (1日につき76単位加算)	
ロ	初期加算	(入所した日から起算して30日以内の期間、1日につき30単位加算)		注 入所した日から起算して30日以内の期間においては、1日につき所定単位数を加算する。		
ハ	退所時指導等加算	(1)退所時等指導加算	(一)退所前後訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に、460単位算定)	注1 退所後生活する居室を訪問し、入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中1回(必要があると認められる入所者)にあつては、2回を限度に算定し、入所者の退所後30日以内に居室を訪問し、療養上の指導を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。		
		(2)退所時指導加算	(入所者1人につき1回を限度に1,070単位算定)	注2 入所期間が1月を超える入所者が退所し、退所時に当該入所者及び家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。		
ニ	緊急時施設療養費	(1)緊急時治療管理	(1月に1回3日を限度に、1日につき500単位算定)	注1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。	注2 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定する。	注3 同一の入所者について1月に1回を限度に算定する。
		(2)特定治療		注 リハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。		

6 単位数の算定構造 (介護保健施設サービス)

2 介護保健施設サービス

介護保健施設サービス費	(I) 看護・介護 職員の配置 3 : 1	要介護 1 (880 単位)
		要介護 2 (930 単位)
		要介護 3 (980 単位)
		要介護 4 (1,030 単位)
		要介護 5 (1,080 単位)
	(II) 看護・介護 職員の配置 3.6 : 1	要介護 1 (810 単位)
		要介護 2 (857 単位)
		要介護 3 (903 単位)
		要介護 4 (949 単位)
		要介護 5 (995 単位)

× 日数



外泊時費用
(1月1日に6日を限度として 444 単位算定)

× 外泊日数 (月6日を限度、外泊初日と最終日を除く)

初期加算 (入所した日から起算して 30 日以内
の期間、1日につき 30 単位加算)

× 日数 (入所日から 30 日以内の期間)

退所前後訪問指導加算
(訪問して行った場合、1回につき 460 単位)

× 回数 (入所中 1回 (又は 2回)、退所後 1回を限度)

退所時指導加算
(1 回限り 1,070 単位)

入所者 1人につき 1 回限り

老人訪問看護指示加算 (訪問看護ステーション
に指示書を交付した場合、1 回限り 300 単位)

入所者 1人につき 1 回限り

緊急時治療管理
(1日につき 500 単位)

× 日数 (1月1回で、3日を限度)

特定治療
(リハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線
治療を行った場合に、老人医師診療報酬点数表第 1 章
及び第 2 章に定める点数に 10 円を乗じて得た額)

※入所者定員超過又は職員等の欠員による減算は、図中では省略している。

□ 療養型病床群を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分		注による部分	
種類 □ 療養型病床群を有する診療所における介護療養施設サービス	(1) 診療所型介護療養施設サービス費	(一)診療所型(Ⅰ)看護職員 6:1 介護職員 6:1 (二)診療所型(Ⅱ)看護・介護職員 3:1	注1 ただし、入院患者の数が別に厚生大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生大臣が定めるところにより算定する。 注2 施設基準の区分による減算(1日につき) イ 診療所療養型病床群療養環境減算(Ⅰ) (50単位減算) ロ 診療所療養型病床群療養環境減算(Ⅱ) (90単位減算) 注3 外泊を認めた場合 (1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位算定)
	(2) 初期加算 (入院した日から30日以内、1日につき30単位加算)		注 入院した日から起算して30日以内の期間においては、1日につき所定単位数を加算する。
	(3) 退院時指導等加算	(一)退院時等指導加算 a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位算定) b 退院時指導加算 (入院患者1人につき1回を限度に、1,070単位算定)	注1 退院後生活する居宅を訪問し、入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回(必要があると認められる入院患者にあっては、2回)を限度に算定し、入院患者の退院後30日以内に居宅を訪問し、療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。 注2 入院期間が1月を超える入院患者が退院し、退院時に当該入院患者及び家族に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。 注3 入院患者の退院時に、医師が指定訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。
	(4) 特定診療費		注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

6 単位数の算定構造 (介護療養施設サービス)

口 療養型病床群を有する診療所における介護療養施設サービス

診療所型介護療養施設サービス	(I) 看護職員 6 : 1 介護職員 6 : 1	要介護 1 (902 単位)
		要介護 2 (920 単位)
		要介護 3 (938 単位)
		要介護 4 (955 単位)
		要介護 5 (973 単位)
	(II) 看護・介護職 員 3 : 1	要介護 1 (802 単位)
		要介護 2 (818 単位)
		要介護 3 (834 単位)
		要介護 4 (850 単位)
		要介護 5 (865 単位)

施設基準の区分による
療養環境減算
診療所療養型病床群
療養環境減算(I)
(50 単位減算)
診療所療養型病床群
療養環境減算(II)
(90 単位減算)

× 日数

外泊時費用
(1月に6日を限度として444単位算定)

× 外泊日数 (月6日を限度、外泊初日と最終日を除く)

初期加算 (入院した日から起算して30日以内
の期間、1日につき30単位加算)

× 日数 (入院日から30日以内の期間)

退院前後訪問指導加算
(訪問して行った場合、1回につき460単位)

× 回数 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度)

退院時指導加算
(1回限り1,070単位)

入院患者1人につき1回限り

老人訪問看護指示加算(訪問看護ステーション
に指示書を交付した場合、1回限り300単位)

入院患者1人につき1回限り

特定診療費
(日常的に必要な医療行為として別に厚生大臣が
定めるものを行った場合に、別に厚生大臣が定め
る単位数に10円を乗じて得た額)

※入院患者定員超過による減算は、図中では省略している。

八 老人性痴呆症患者療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

種類		基本部分		注による部分	
(1) 痴呆症患者療養施設サービス費	(1) 痴呆症患者療養施設サービス費	(1) 痴呆症患者型(I) 看護職員 6:1 介護職員 4:1	要介護1 (1,123単位)	注1 ただし、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生大臣が定めるところにより算定する。	注2 外泊を認めた場合 (1月に6日を限度として 所定単位数に代えて1日につき444単位算定)
			要介護2 (1,165単位)		
			要介護3 (1,207単位)		
			要介護4 (1,249単位)		
			要介護5 (1,291単位)		
			要介護1 (1,093単位)		
			要介護2 (1,134単位)		
			要介護3 (1,174単位)		
			要介護4 (1,215単位)		
			要介護5 (1,256単位)		
(2) 痴呆症患者型(II)	(2) 痴呆症患者型(II) 看護職員 6:1 介護職員 5:1	要介護1 (1,073単位)			
		要介護2 (1,113単位)			
		要介護3 (1,153単位)			
		要介護4 (1,193単位)			
(3) 痴呆症患者型(III)	(3) 痴呆症患者型(III) 看護職員 6:1 介護職員 6:1	要介護1 (1,233単位)			
		要介護2 (1,273単位)			
		要介護3 (1,313単位)			
		要介護4 (1,353単位)			
(4) 痴呆症患者型(IV)	(4) 痴呆症患者型(IV) 看護職員 6:1 介護職員 8:1	要介護1 (1,044単位)			
		要介護2 (1,083単位)			
		要介護3 (1,122単位)			
		要介護4 (1,161単位)			
(2) 初期加算	(2) 初期加算 (入院した日から30日以内、1日につき30単位加算)	要介護5 (1,200単位)	注 入院した日から起算して30日以内の期間においては、1日につき所定単位数を加算する。		
		(一) 退院時等 指導加算			
		(二) 退院時等 指導加算			
(3) 退院時等 指導加算	(3) 退院時等 指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位算定)	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位算定)	注1 退院後生活する居宅を訪問し、入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回(必要があると認められる入院患者にあっては、2回)を限度に算定し、入院患者の退院後30日以内に居宅を訪問し、療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。		
		b 退院時指導加算 (入院患者1人につき1回を限度に1,070単位算定)			
(4) 特定診療費	(4) 特定診療費	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)	注3 入院患者の退院時に、医師が指定訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付した場合には、入院患者1人につき1回を限度として算定する。		
		注 精神科専門療法のうち、日常的に必要な医療行為として別に厚生大臣が定めるものを行った場合には、別に厚生大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。			

6 単位数の算定構造 (介護療養施設サービス)

ハ 老人性痴呆症患療養症候を有する病院における介護療養施設サービス	
痴呆症型介護療養施設サービス	(I) 看護職員 6 : 1 介護職員 4 : 1 (II) 看護職員 6 : 1 介護職員 5 : 1 (III) 看護職員 6 : 1 介護職員 6 : 1 (IV) 看護職員 6 : 1 介護職員 8 : 1
要介護 1 (1,123 単位) 要介護 2 (1,165 単位) 要介護 3 (1,207 単位) 要介護 4 (1,249 単位) 要介護 5 (1,291 単位) 要介護 1 (1,083 単位) 要介護 2 (1,134 単位) 要介護 3 (1,174 単位) 要介護 4 (1,215 単位) 要介護 5 (1,256 単位) 要介護 1 (1,073 単位) 要介護 2 (1,113 単位) 要介護 3 (1,153 単位) 要介護 4 (1,193 単位) 要介護 5 (1,233 単位) 要介護 1 (1,044 単位) 要介護 2 (1,083 単位) 要介護 3 (1,122 単位) 要介護 4 (1,161 単位) 要介護 5 (1,200 単位)	× 日数 × 外泊日数 (月 6 日を限度、外泊初日と最終日を除く) × 日数 (入院日から 30 日以内の期間) × 回数 (入院中 1 回 (又は 2 回)、退院後 1 回を限度) 入院患者 1 人につき 1 回限り 入院患者 1 人につき 1 回限り
外泊費用 (1 月に 6 日を限度として 444 単位算定)	×
初期加算 (入院した日から起算して 30 日以内の期間、1 日につき 30 単位加算)	×
退院前後訪問指導加算 (訪問して行った場合、1 回につき 460 単位)	×
退院時指導加算 (1 回限り 1,070 単位)	×
老人訪問看護指示加算(訪問看護ステーションに指示書を交付した場合、1 回限り 300 単位)	×

特定診療費
(精神科専門療法のうち、日常的な医療行為として別に厚生大臣が定めるものを行った場合には、別に厚生大臣が定める単位数に 10 円を兼じて得た額)

※入院患者定員超過又は職員等の欠員による減算は、図中では省略している。

二 介護力強化病棟を有する病院における介護療養施設サービス

種類		基本部分		注による部分			
(1) 介護力強化型介護療養施設サービス費	(一)介護力強化型(I) 看護職員 6:1 介護職員 3:1	要介護1 (1,093 単位)	注1 夜勤を行う職員の勤務条件に 関する基準を満たさない場合 (所定単位数から 25 単位を控除)	注2 夜勤を行う職員の勤務条件に関す る基準の区分による加算 (1 日につき)	注4 略		
		要介護2 (1,135 単位)					
		要介護3 (1,177 単位)					
		要介護4 (1,219 単位)					
		要介護5 (1,261 単位)					
		(二)介護力強化型(II) 看護職員 6:1 介護職員 4:1	要介護1 (1,026 単位)	なお、入院患者の数又は医師、 看護職員、介護職員若しくは介 護支援専門員の員数が別に厚 生大臣が定める基準に該当す る場合は、別に厚生大臣が定 めるところにより算定する。		イ 夜間勤務等看護(I) (23 単位加算)	注3 外泊を認めた場合 (1月に6日を限度として 所定単位数に代えて 1 日につき 444 単位算定)
			要介護2 (1,066 単位)			ロ 夜間勤務等看護(II) (14 単位加算)	
			要介護3 (1,105 単位)			ハ 夜間勤務等看護(III) (5 単位加算)	
			要介護4 (1,144 単位)			ニ 夜間勤務等看護(IV) (7 単位加算)	
		(三)介護力強化型(III) 看護職員 6:1 介護職員 5:1	要介護1 (979 単位)				
要介護2 (1,016 単位)							
要介護3 (1,054 単位)							
要介護4 (1,092 単位)							
要介護5 (1,129 単位)							
(四)介護力強化型(IV) 看護職員 6:1 介護職員 6:1	要介護1 (948 単位)						
	要介護2 (984 単位)						
	要介護3 (1,020 単位)						
	要介護4 (1,057 単位)						
	要介護5 (1,093 単位)						
(2) 初期加算	(入院した日から30日以内、1日につき30単位加算)	注 入院した日から起算して30日以内の期間においては、1日につき所定単位数を加算する。					
(3) 退院時指導等加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を 限度に、460 単位算定)	注1 退院後生活する居宅を訪問し、入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回(必要があると思 えられる入院患者に対しては、2回)を限度に算定し、入院患者の退院後30日以内に居宅を訪問し、療養上の指導を行った場合に、退院後1 回を限度として算定する。					
		b 退院時指導加算 (入院患者1人につき1回を限度に 1,070 単位算定)	注2 入院期間が1月を超える入院患者が退院し、退院時に当該入院患者及び家族に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患 者1人につき1回を限度として算定する。				
(4) 特定診療費	(二)老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300 単位算定)	注3 入院患者の退院時に、医師が指定訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度とし て算定する。					
		注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生大臣が定めるものを行った場合に、 別に厚生大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。					

6 単位数の算定構造 (介護療養施設サービス)

二 介護力強化型療養を有する病院における介護療養施設サービス

介護力強化型介護療養施設サービス費	(I) 看護職員 6 : 1 介護職員 3 : 1	要介護 1 (1,093 単位)
		要介護 2 (1,135 単位)
		要介護 3 (1,177 単位)
		要介護 4 (1,219 単位)
		要介護 5 (1,261 単位)
	(II) 看護職員 6 : 1 介護職員 4 : 1	要介護 1 (1,026 単位)
		要介護 2 (1,066 単位)
		要介護 3 (1,105 単位)
		要介護 4 (1,144 単位)
		要介護 5 (1,184 単位)
	(III) 看護職員 6 : 1 介護職員 5 : 1	要介護 1 (979 単位)
		要介護 2 (1,016 単位)
		要介護 3 (1,054 単位)
		要介護 4 (1,092 単位)
		要介護 5 (1,129 単位)
(IV) 看護職員 6 : 1 介護職員 6 : 1	要介護 1 (948 単位)	
	要介護 2 (984 単位)	
	要介護 3 (1,020 単位)	
	要介護 4 (1,057 単位)	
	要介護 5 (1,093 単位)	

夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合 (25 単位 減算)

+

夜勤を行う職員に
勤務条件に関する
基準の区分による
加算
夜間勤務等看護(I)
(23 単位加算)
夜間勤務等看護(II)
(14 単位加算)
夜間勤務等看護(III)
(5 単位加算)
夜間勤務等看護(IV)
(7 単位加算)

×

日数

特定診療費
(日常的に必要な医療行為として別に厚生大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得た額)

× 外泊日数 (月 6 日を限度、外泊初日と最終日を除く)

× 日数 (入院日から 30 日以内の期間)

× 回数 (入院中 1 回 (又は 2 回)、退院後 1 回を限度)

入院患者 1 人につき 1 回限り

入院患者 1 人につき 1 回限り

外泊時費用 (1 月に 6 日を限度として 444 単位算定)

初期加算 (入院した日から起算して 30 日以内の期間、1 日につき 30 単位加算)

退院前後訪問指導加算 (訪問して行った場合、1 回につき 460 単位)

退院時指導加算 (1 回限り 1,070 単位)

老人訪問看護指示加算 (訪問看護ステーションに指示書を交付した場合、1 回限り 300 単位)

※入院患者定員超過又は職員等の欠員による減算は、図中では省略している。

介護給付費の請求 6 単位数の算定構造 (食事提供費用)

IV 食事の提供に要する費用の額の算定構造
食事提供費用

種類	基本部分		注による部分	
食事提供費用	基本食事サービス費 (1日につき 2,120円)	注1 食事の提供が管理栄養士によって管理されている場合等	注2 イ 食事の提供が管理栄養士でなく、栄養士によって管理されている場合等 (200円減算)	注3 特別食加算 (350円加算)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">基本食事サービス費 (2,120円)</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">管理栄養士による管理や適時適温ができていない場合 (200円減算)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">管理栄養士又は栄養士によって管理されていない場合等 (600円減算)</div>		
-		× 日数		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">特別食加算 (350円加算)</div>		× 日数 (特別食の提供日数)		